

群馬県警察

一定の病気等を理由に免許を取り消された場合の免許の再取得について 【H30.4.1改定】

平成26年6月1日から道路交通法の一部改正により、「一定の病気」に該当することを理由として免許の取消しを受けた方が、取消日から3年以内に病状が回復した場合は、「学科試験免除・技能試験免除」で免許の再取得ができるようになりました。ただし、

- 免許申請時や更新時に提出した質問票に虚偽の回答をした方
- 一定の病気に該当することを理由として免許の取消しを受けたため、違反行為等を理由とする免許の取消しを受けなかった方（例えば、病気で取消処分を受けたが、交通事故による取消処分にも該当していた場合等）
- 初心運転者で、再試験を受けるべきであったにもかかわらず、一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けたため、再試験を受験しなかった方は、免許の再取得はできません。

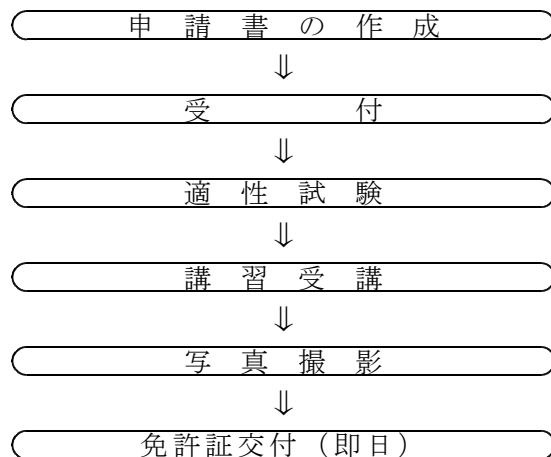
※ 病気等の症状が回復したことを証明する診断書等が必要となりますので、事前に運転免許課適性試験係（027-252-5329）に相談してください。

受付時間	月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始の休日を除く。）
	午後1時～午後1時30分
受付窓口	群馬県総合交通センター 2階 運転免許試験窓口

必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書（申請書は、運転免許試験窓口又は総合交通センター内交通安全協会窓口を用意してあります。） ○ 診断書等（病気等の症状が回復したことを証明するもの） ○ 本籍記載のある住民票の写し 1通 （外国人の場合は、国籍記載のある住民票の写し） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 市町村長が発行した「住民票の写し」は、コピー、複製等したものでは受理できません。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、パスポート（旅券）、マイナンバーカードその他の書類で、免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの ※ 外国人の場合は、パスポート等 ○ 申請書用写真 1枚 <ul style="list-style-type: none"> ・ 縦3cm×横2.4cm ・ 申請前6箇月以内に撮影したもの ・ 無帽、正面、上三分身及び無背景のもの ○ 70歳以上の方は、高齢者講習終了証明書（事前に、県下指定自動車教習所における高齢者講習の受講が必要となります。）
-------	--


手数料	
受験手数料	全免種 1,900円
交付手数料	2,050円
併記手数料	一免種増えるごとに200円加算
講習手数料	優良運転者500円 一般運転者800円 違反運転者・初回更新者1,350円

手続の順序



※ 免許証の交付は、講習終了後となります。

問合せ先 運転免許課（適性試験係） 0 2 7 - 2 5 2 - 5 3 2 9
（学科試験係） 0 2 7 - 2 5 3 - 9 3 0 0

 [運転免許試験へ](#)